

平成28年大網白里市議会第4回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 平成28年12月14日（水曜日）午前8時59分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（5名）

田 辺 正 弘	委 員 長	前之園 孝 光	副委員長
石 渡 登志男	委 員	堀 本 孝 雄	委 員
倉 持 安 幸	委 員		

出席説明員

都市整備課長	林 浩 志	都市整備課主査	山 本 芳 久
安全対策課長	石 川 達 秀	副 全 対 策 課 長	鵜 澤 康 治

事務局職員出席者

議会事務局長	秋 本 勝 則	副 主 幹	石 井 繁 治
書 記	安 井 與志秀		

## 議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 付託議案の審査について

・議案第6号 大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

・議案第7号 都市公園を設置すべき区域を定めることについて

第4 その他

第5 閉会

---

◎開会の宣告

○副委員長（前之園孝光副委員長） おはようございます。

では、ただいまより産業建設常任委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

（午前 8時59分）

---

◎委員長挨拶

○副委員長（前之園孝光副委員長） では、田辺委員長、ご挨拶。

○委員長（田辺正弘委員長） 皆様、おはようございます。

議案2つ上程されていますので、慎重なる審議をお願いし、その後、産建といたしまして、波乗り道路のかさ上げ工事の視察を行うという手順になっていますので、皆様のご協力をお願いします。

以上です。

○副委員長（前之園孝光副委員長） ありがとうございます。

続きまして、早速協議事項に入らせていただきます。

田辺委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（田辺正弘委員長） 本日の出席委員は5名ですので、委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立します。

---

◎議案第6号 大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第7号 都市公園を設置すべき区域を定めることについて

○委員長（田辺正弘委員長） それでは、当常任委員会に付託となった議案第6号 大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 都市公園を設置すべき区域を定めることについてを議題といたします。

はじめに、都市整備課及び安全対策課を入室させてください。

（都市整備部、安全対策課 入室）

○委員長（田辺正弘委員長） 都市整備課、安全対策課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いします。時間の関係もありますので、簡潔にお願いいたします。

なお、説明終了後に、各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をお願いいたします。

○林 浩志都市整備課長 おはようございます。

出席職員を紹介させていただきます。最初に、都市整備課から街路公園班長の主査の山本でございます。課長の林です。よろしくをお願いいたします。

○石川達秀安全対策課長 安全対策課です。

鵜澤副課長と私、石川と申します。よろしく申し上げます。

○林 浩志都市整備課長 それでは、議案第6号 大網白里市都市公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきます。

議案第6号説明資料をごらんください。

1の改正の趣旨でございます。

都市公園法33条4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設につきまして、公園予定区域に係る土地の取得を都市公園が設置されるまでの間、公園予定区域及び予定公園施設の管理に関しまして、必要な事項を定めるため所要の改正をしようとするものでございます。

次に、改正の内容でございます。

公園予定区域及び予定公園施設の管理に関する規定といたしまして、都市公園の管理について定めた規定の一部を準用する規定を追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行するとしております。

4の新旧対照表でございますが、1枚めくっていただき、ごらんいただければと思います。ただいま申し上げました公園予定区域より予定公園施設についての準用を、ごらんのとおり第16条に追加するものでございます。

参考に、16条の規定を一部申し上げますが、第2条の3が公園施設の設置基準でございます。

また、4条は行為の制限、5条は利用の制限でございます。これらの規定が公園予定区域について準用されるという改正内容でございます。

なお、やや先走った説明になりますが、当該条例の改正につきましては、この後の議案第7号でお諮りします都市公園を設置すべき区域を定めることについて定める公園予定区域について条例を適用するものでございます。

以上でございます。

○委員長（田辺正弘委員長） 続けて、7号議案をお願いします。

○林 浩志都市整備課長 それでは、続きまして、議案第7号 都市公園を設置すべき区域を定めることについて説明をさせていただきます。

議案第7号説明資料をごらんください。

最初に、1の趣旨でございます。

（仮称）津波避難タワー公園を設置すべき区域を定めるに当たり、都市公園法33条5項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、2の概要でございます。

（1）の経緯といたしまして、津波発生時の緊急一時的な避難施設として整備を進めております、津波避難タワーにつきまして、完成後の有効な活用を図るため、都市公園として日常的に地域コミュニティの集いの場といたしまして利活用できるよう、公園予定区域を定めようとするものでございます。

（2）の都市公園の整備についてでございますが、街区公園1カ所、面積約1,600平方メートルでございます。

公園名は（仮称）津波避難タワー公園でございます。

区域は四天木のごらんの地番の区域。

整備年度が今年度でございます。

3の位置図及び区域図でございますが、1枚めくっていただき、位置図をごらんください。位置図の図面につきましては、縮尺が5,000分の1で1センチメートルが50メートルでございます。公園区域の位置は図示の場所でございますが、農村環境改善センターのおおむね南方向約300メートルの位置、第2保育所跡地でございます。

また、もう一枚めくっていただきまして、区域図をごらんください。

斜線の区域が公園の区域でございます。こちらの図面は縮尺が1,000分の1で、1センチメートルが10メートルでございます。平行四辺形のような形状でございますが、スケールアップで短いほうの辺が短辺で約30メートル、長いほうの長辺が約50メートルという状況でございます。

最後に、議案の第7号説明資料に戻っていただきまして、4の参考につきまして、簡単に触れさせていただきたいと思っております。

都市公園法33条の公園予定区域でございますが、地方公共団体が必要があると認めるときには、都市公園を設置すべき区域を定めることとされております。

また、今回、先ほども触れましたが、第5項には地方公共団体は1項の規定により、都市公園を設置すべき区域を決定しようとするときは、あらかじめ当該地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされているものでございます。

以上でございます。

○委員長（田辺正弘委員長） ただいま説明がありました議案第6号及び議案第7号について、ご質問等があればお伺いいたします。

私、ちょっとこの用地を求めているところの、この道路から太い線との間の白い部分がありますよね。これは道路に面したところも、これは何。

○石川達秀安全対策課長 こちらのほうの図面なんですけれども、この道路の敷地と両側に水路の敷地がございまして、それを表現したものでありまして、いずれもこの敷地予定区域の敷地に面しているのは公共用地というところでございます。直接面しておりますのは、用水路の敷地になっておりまして、現在白里新工区のほうでパイプラインになっていきますので、用水のほうは暗渠化されているということで、上部利用は可能です。

○委員長（田辺正弘委員長） 埋め立てるのは、完全に市道に面した土地ということですよ。安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 そのとおりでございます。

○委員長（田辺正弘委員長） それで、用地を求めた後のこの（仮称）津波避難タワーの公園の出入り口はどういうふうに設けようとしていますか。

○石川達秀安全対策課長 現状では施設の形態は当初の予定と同じですので、南側の海側のほうを出入り、今の出入り口ですね。その付近を出入り口というふうに考えております。

○委員長（田辺正弘委員長） ということは1カ所ということですか。

○石川達秀安全対策課長 出入り口については、この北側のほうに面しております、これもやはり排水路敷地がございまして、現状として小板橋がかかっております。そこからの出入りが可能だということで、両方向からの進入が可能となると。

○委員長（田辺正弘委員長） ということは、別にフェンスは囲まないんだ。

○石川達秀安全対策課長 はい、今の考えではオープンスペースということで、特にフェンス等囲むものについては、北側の排水路が、これは柵渠が入っておりますので、転落しては危ないというところで、そこはネットフェンスで境を、転落防止をします。それと、海側の田んぼ、これ右側のほうが田んぼでございます。ここも敷地の段差があるということで、そこは転落防止のフェンスをやる形で。

○委員長（田辺正弘委員長） はい、ありがとうございました。

ほかの委員の方で質問等があれば。

はい、石渡委員。

○石渡登志男委員 質問じゃないんですけれども、議案の第7号、避難ルートの確保に役立ちますしね、あそこが一番私が通っているところなんです。だから、誰よりも私が近いので、通っていますから、この状況というのはよく知っているんですね。そういった意味では、コミュニティーの憩いの場だけじゃなくして、公園をつくるということは、ここは子どもたちが結構通るルートなんです。ということは、津波避難タワーが身近な存在にもつながると。だから、そういった意味で、やっぱりこれはしっかりと確保して、ちゃんとやっていくには必要があるんじゃないかなと。だから、どんどん推し進めていってほしいと、そんな考え方なんです。

もう一ついいですか。

○委員長（田辺正弘委員長） はい。

○石渡登志男委員 間口がやっぱりね、どうしても狭いでね、あそこはね。だから、やっぱりこの市道の部分のところから含めて、反対側含めて広がれば、結局最終的に私は思うんですけれども、避難してくるときというのは、もうぱつぱつになると思う。一時的と言いますけれども、最終的には一時的というよりも、あそこに避難する可能性の人たちというのは、ある程度出てくるだろうと。そのときに間口が狭くて、それこそ今、委員長からじゃないんですけれども、フェンスを張り巡らせていたら、もう入れるような状況じゃないですから。そういった意味で、これは見事だなと、逆に私は思っていますけれどもね。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） ほかに委員の方、質問等あれば。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 今の関連なんですけれども、今回の土地買収で、入り口が少し計画と違って、少し広くできるじゃないだろうかと思うんです。あと、そのへんどうなんですか。それと設計との兼ね合いでね。

もう一点、西側はたしか、西側というより丘側ですよ。丘側はだいぶ草が繁茂していて、公園化するとなると、子どもたちがだいぶ通学途中に遊んだり何かして、ちょっと危険性があるんじゃないかと思うので、十分ふだんの管理を注意してもらいたいなど、公園化するならなおさらそういう危険性が出てくると思うのでね。その点ひとつまた含めて、よろ

しく願います。

実際、本来だったら西側も少し何かの形で買収等はしてもらいたかったと思うんだけど、そこまでとなると予算的に大変だと思うんだけど、管理面、ひとつ公園化、これ議案の7号と関連となっているけれども、公園化するということになると、近辺の敷地の管理を十分、行政当局も願います。

○委員長（田辺正弘委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 まず、1点目の入り口を広く利用したいということで、私どものほうで今、進入路は今現状の敷地のところの入り口として進入路やります。それ以外は主に整備するにあたっては、あまり費用をかけないというような形で、芝生みたいなものですね。植えて、それ以外に駐車スペースがもしも可能であれば、これは地元の方々の要望ですとか利用状況をちょっと見ながら、そこも含めてちょっと検討課題になるかと思えますけれども、そういったもので、あくまでも道路から楽に入れるような、そういう形で考えています。

それと、堀本議員がおっしゃっていただいたんですけども、その西側、山側のほうの敷地、これがこの図面で言いますと、この横の通り、私道がございます。この私道までの土地が1筆になっておりまして、私どものほうでこの公園という位置づけで土地を購入するにあたっては、必要最小限、必要なものだけを購入させていただくという形で考えております。

したがって、この残った土地については、まだ今現状のお願いする所有者の方に残るわけなんですけれども、今後、そういった草刈りですとか、そういったものについては、市からもお願いして行って、適正な管理をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（田辺正弘委員長） 副委員長。

○副委員長（前之園孝光副委員長） 基本的には問題がないというか、大いに結構なことではないかなというふうに思いますけれども、きのうちょっと本会議が終わった後に、森委員からも話があったんですけども、確かに今ここでやるには、ちょっと進入が狭いということで、当初から何で買わなかったのかなというお話があったんですけども、そのへんをちょっと聞かせて。

○委員長（田辺正弘委員長） 安全対策課長。



○石川達秀安全対策課長 これを進めるに当たりまして、まず昨年度、津波避難計画、津波避難施設整備計画、これを8月に策定いたしました。その後、その地元の方々の説明会等々行いまして、避難施設の整備方針というのを outsizing させていただきました。それは地元の方々も含めまして、まずは第2保育所にタワーをとということで、これも用地と並行でいきますと、なかなか時間がかかることで、まずはタワーを現有の市の施設につくりましょうという形で進んでおりまして、隣接の土地所有者については、まだ交渉もなかなかスムーズにということで、流動的だったということで、まずはタワーのほうを進めたという経緯がございます。

○委員長（田辺正弘委員長） 副委員長。

○副委員長（前之園孝光副委員長） 今、堀本議員からも話があったように、こっちが田んぼということですね。

○委員長（田辺正弘委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 造成されております。

○副委員長（前之園孝光副委員長） 造成されている。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副委員長（前之園孝光副委員長） じゃ、もう平らということですか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○副委員長（前之園孝光副委員長） 平らだったらね、少し安全性というか、段差があると、こっちのほうに段差があるのか。

○委員長（田辺正弘委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 海側のほう、この図面の右側のほうですね。これは田んぼです。西側、山側のほうは区画をつくりました造成された土地だということになっています。ですので、敷地については道路面よりも若干高いところで、宅地が上にできるといったようなものでございます。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） 石渡委員。

○石渡登志男委員 今回の前之園副委員長の疑問というのは、ちょっと私もあったんですね。それで、併用しながらやっていくと、なかなか難しい面が出てくるおそれはあるだろうと。ただ、ちょっとこういう計画も少し、頭の中で考えているんですよということぐらいを教えてください、まだね。なかなか難しい問題があるのかもしれないけれども、だか

ら結局昨日のように、ちょっと過剰じゃないのみたいなね、そういう何か。だから聞いた側からしてみると、何か急いでとってつけたように、何か公園整備の話が出てきちゃったかなみたいなね。だから、前もってちょっとね、なかなか決定していることじゃないですから、言えないんでしょうけれども、「いやあ、ちょっとね、こういった計画も少し今後のあれによっては、検討を加えています」と言っていれば、また同僚議員からのちょっと理解が、「ああ、じゃそれに基づいて行っているんだな」という私は思われるんじゃないかなと。そこだけ考えていただければと思っています。

○委員長（田辺正弘委員長） 安全対策課長、どうぞ。

○石川達秀安全対策課長 今のお話なんですけれども、そうですね、そういう形で計画的にというようなことの構想的なものについては、当初急いで1日も早く施設のほうを進めようというところが、まず第一ということで、それも当初は一般的なこの付近のタワーについては、閉鎖的なところがあると。そういうこともせっかくつくるからには、利用価値のあるというようなコンセプトで進めてきました。そういう経緯もございまして、順次その方向性が広く使えるようにというふうに考えが変わってきているのは事実でございますが、基本的には当初からそういったものというふうに考えていました。

○委員長（田辺正弘委員長） 倉持委員。

○倉持安幸委員 この図で見ると、斜線で黒く塗ったところが建物で、今回都市公園としてなりをよくて、こういう形にするんだということなんですけれども、この土地の所有は何人いるんですか。

○委員長（田辺正弘委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 1名です。

○委員長（田辺正弘委員長） 倉持委員。

○倉持安幸委員 1名、東側の田んぼ、行ってみればすぐわかるんでしょうけれども、私も何回か通っているんですけれども、あの手前の田んぼも避難所としてあったほうがいいような気がするんだよね。手前のこの東側の。何かすごく狭いような感じがする。この建物の公園ということでつなぎ合わせてもね。手前の田んぼまで広くとってしまったほうが、公園としての利用価値が高いと思うよね。目玉商品ができるんですから、避難タワーということで。これは早急にということじゃないんですけれども、私の個人的な要求で東側もゆとりをもって、公園という見方をしながらも、避難施設というほうがすごくいいと思うんですよ、ここのことを思うと。

○委員長（田辺正弘委員長） 安全対策課長。

○石川達秀安全対策課長 ご意見は何いたいと思います。

現在、施設の整備については、合計で4カ所の整備が施設整備計画に乗っかっていまして、あと3カ所は築山ということで、これについては公共用地ございませんので、まずは土地の取得というところもありますので、今現状ではその施設整備のほうを、重点を置かせていただきたいというふうに考えております。

また、今後は長期にわたっての計画というのは、この整備に関して、付加価値をつけるかということは、別の課題として承らせていただきたいと思います。

○委員長（田辺正弘委員長） はい。

○倉持安幸委員 ついでに、この避難施設の建物の避難タワーができますよね。この公園の用地も入れると、全体で何平米になるんですか。

○委員長（田辺正弘委員長） はい、課長。

○石川達秀安全対策課長 今の予想ですと、1,600平米ほど。今現状では1,200平米ぐらい。

（「足して1,600平米ぐらい」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） では、皆様、賛成の意見から、要望に近くなってきましたので、このへんで都市整備課の皆さん、安全対策課の皆さん、退席していただいて結構です。

（都市整備部、安全対策課 退室）

○委員長（田辺正弘委員長） それでは、各議案について取りまとめに入りたいと思います。

はじめに、第6号議案及び第7号議案に対するご意見及び討論等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） それでは、ただいまから付託議案に対する採決を行います。

はじめに、議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（田辺正弘委員長） 賛成総員。

よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

それでは、議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（田辺正弘委員長） 賛成総員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

次に、九十九里有料道路のかさ上げ工事の視察を行います。

10時から白里中央海岸で山武土木事務所から説明を受けます。

---

◎その他

○委員長（田辺正弘委員長） その他ですが、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） なければ、以上で協議事項とその他について終了いたします。

---

◎閉会の宣告

○副委員長（前之園孝光副委員長） ただいまをもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

（午前9時24分）